

# 上越市創業スタートアップ支援補助金 申請手順

## ①創業塾の受講など

令和4年度以降に実施の特定創業支援等事業（創業塾）を受講し、修了してください

## ②事業計画書の作成

上越商工会議所または市内の商工会等の認定経営革新等支援機関とともに事業計画の作成をしてください

## ③申請書類の提出

申請書類を提出してください。

## ④市による交付書類審査

申請書受付後、市が書類審査を行います。また、必要に応じ、申請書類の記載内容等について申請者へ確認します。

## ⑤交付決定

書類審査後、申請内容が適切と認められる場合は、補助金の交付を決定します。

## ⑥事業の開始

交付決定後、事業計画書に基づき、事業を実施してください。交付決定前に着手（契約も含む）した経費は補助対象外です。申請書等に記載した内容を変更する場合、変更承認申請が必要となる場合があります。

## ⑦実績報告

事業完了後14日以内または当該年度2月末のいずれか早い日までに、実績報告書類を市産業政策課へ提出してください。

## ⑧実績報告審査

書類受付後、実施した事業内容が適正か、市が審査を行います。

## ⑨交付確定

書類審査後、申請内容が適切と認められる場合は、補助金の交付を確定します。実績報告に基づき、補助金を減額することがあります。

## ⑩請求書の提出

市から交付確定の連絡があり次第、請求書（市所定様式）を作成し、産業政策課へ提出してください。請求書の提出後2～3週間程度で、補助金額を金融機関口座へ振り込みます。

## ⑪事業状況の報告

開業後の3年間は、1年ごとに事業状況報告書を上越商工会議所又は市内の商工会の確認を受けた上で、市に提出してください。